

インドへの進出の形態（インドの事業拠点の種類および特徴）

琴 浦 諒*

1. 事業拠点の種類

日本企業がインドに進出するに際しては、まずどのような事業拠点をインドに設立すべきかを検討する必要がある。そこで、今回は、外国会社がインドに設立できる事業拠点の種類と、それぞれの事業拠点の特徴について解説することとする。

現在のインドの外資規制上、日本企業を含む外国会社が、インドに設立できる事業拠点は、①会社（Company）、②駐在員事務所（Liaison Office）、③支店（Branch）、④プロジェクトオフィス（Project Office）の4種類である。

①会社は、インドの会社法である1956年会社法（Companies Act, 1956）に基づいて設立される独立の事業体であり、いわゆる現地法人や、インド現地企業との合弁会社等がこれにあたる。

これに対して、②駐在員事務所、③支店および④プロジェクトオフィスは、インドの外為法である1999年外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act, 1999）の施行規則である2000年支店その他の事業拠点の設立に関する外国為替管理規則（Foreign Exchange Management (Establishment in India of Branch or Office or Other Place of Business) Regulations, 2000）に基づいて設立される外国会社の出先機関（外国会社の一部）である。

駐在員事務所、支店およびプロジェクトオフィスは、インド準備銀行（RBI）の認可に基づいて設立されるが、インド会社法上要求される外国会社の登記手続にも従う必要がある。

2. 事業拠点の選択

会社については、外国直接投資（Foreign Direct Investment）に対する規制に従って設立されることを前提として、定款の事業目的の範囲内である限り、活動内容に特段の制限はない。

他方で、駐在員事務所、支店およびプロジェクトオフィスについては、それぞれ活動内容が一定の行為に制限されている（具体的な制限内容は、下記3に述べるとおりである）。

そのため、インドに事業拠点を設立する場合、事業拠点を設立する目的に応じて、上記4種類の事業拠点のいずれを設立するかを最初に選択する必要がある。

一般に、会社が最も活動内容の範囲が広く、支店、駐在員事務所、プロジェクトオフィスの順で、活動内容の範囲は狭まっていく。また、営利的な事業活動を行うことが認められているのは会社、支店およびプロジェクトオフィス（ただし、プロジェクトオフィスについては特定のプロジェクトに関する営利事業活動のみ）であるため、インドにおいて営利的な事業活動を行うことを目的としている場合、必ずこれらのいずれかを事業拠点として選択する必要がある。

たとえば、取引先インド企業のサポートや、輸入販売のプロモーション等を行うことを目的としてインドに事業拠点を設立する場合には、駐在員事務所を設立すればその目的は達成できる。

また、直接自社製品を日本からインドに輸入し、直営の販売代理店として活動することを目的とする場合、支店を設立すれば、その目的は達成できる（ただし、後述のとおり、税務上の理由により、事業拠点として支店が選択されることはほとんどなく、上記のような目的である場合にも会社（現地法人）が設立されることが通常である）。

* ことうら りょう

弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

さらに、道路、建物、鉄道等のインフラ整備プロジェクトに関して、当該インフラ建設プロジェクトが設立している間のみ、現地に事業拠点を設置しておきたいという場合には、プロジェクトオフィスを設立すればその目的は達成できる。

一方、会社を設立する必要がある場合としては、現地で工場を設立して生産活動を行う場合など、支店、駐在員事務所およびプロジェクトオフィスのいずれの活動内容としても認められていない行為を目的とする場合が挙げられる。

事業拠点の選択にあたっては、このような活動の内容や目的の他に、事業の規模や各事業拠点にかかる税率等も考慮する必要がある。

3. 各事業拠点の特徴

(1) 駐在員事務所 (Liaison Office) の特徴

2009年12月30日付で発行され、2010年2月1日付で施行されたインド準備銀行の通達 (RBI/2009-2010/278 A. P. (DIR Series) Circular No. 23) によれば、駐在員事務所にも認められている活動内容は、以下のとおりである (参考として原文も併記する)。

- ・インド国内における本社または関連会社の代表行為 (Representing the parent company / group companies in India)
- ・インドへの輸出入の促進 (Promoting export / import from / to India)
- ・本社またはグループ会社とインドの会社との間の技術上または財務上の提携の促進 (Promoting technical / financial collaborations between parent / group companies and companies in India)
- ・本社とインドの会社との間のコミュニケーション窓口業務 (Acting as a communication channel between the parent company and Indian companies)

駐在員事務所が上記以外の活動を行うことは、インド外為法上認められていない。したがって、駐在員事務所がその名義で商品の輸入や売買といった営利的な事業活動を行うことはできず、これらを目的としてイン

ドに事業拠点を設立する場合、駐在員事務所を選択することはできない。

もし駐在員事務所が営利的な事業活動を行った場合、インド外為法上への違反の問題が生じるほか、当該駐在員事務所は税務上恒久的施設 (Permanent Establishment (PE)) にあたるとみなされ、本社がインド国内で行っている事業につき、課税されてしまう可能性がある⁽¹⁾。インド税務当局による外国会社の駐在員事務所に対する税務調査は厳しく、特に、駐在員事務所であるにもかかわらず多人数を雇用している場合や、設立から相当期間が経過している場合など、事実上営利的な事業活動を行っていると思われる場合には、PEに該当するものとみなされ、支店と同じ税率で課税が行われることがある。少なくない数の日本企業が、このみなし課税の対象とされ、インド税務当局との間の紛争に巻き込まれていることから、駐在員事務所における活動には十分な注意が必要である。

駐在員事務所は、その経費を全て本社からの送金によって賄わなければならない、インド国内で借入れを行うことは認められていない。また、営利的な事業活動が認められていないことから、事業活動による利益を経費にあてることも当然できない。

駐在員事務所は会計監査を受ける必要があり、また外国法人税の税務申告を行う必要もある (駐在員事務所はPEではないため、インドへの税務申告自体不要とも思われるが、申告自体は必要とされていることに注意が必要である)。駐在員事務所は営業活動を行うことが認められていないため、収支は通常マイナスとなるが、その場合でも所得が存在しない旨の税務申告を行う必要がある⁽²⁾。

さらに、駐在員事務所は、自己使用目的 (オフィス等のため) に不動産を賃借することは認められているが、不動産を取得することは認められていない。

(2) 支店 (Branch) の特徴

上述の、2010年2月1日付インド準備銀行の通達によれば、外国会社の支店にも認められている活動内容は、以下のとおりである (参考として原文も併記する)。支店と駐在員事務所の活動内容の最大の相違は、駐在員事務所については営利的な事業活動が一切認められていないのに対し、支店には一定の営利的な事業

活動が認められている点である。

- ・商品の輸出入 (Export/import of goods)
- ・専門的サービスまたはコンサルティングサービスの提供 (Rendering professional or consultancy services)
- ・本社が従事する調査活動の実行 (carrying out research work, in which the parent company is engaged)
- ・インド内国会社と本社または海外の関連会社との技術上または財務上の提携の促進活動 (Promoting technical or financial collaborations between Indian companies and parent or overseas group company)
- ・インド国内における本社の代表行為、および本社の購入または販売代理店としての活動 (Representing the parent company in India and acting as buying/ selling agent in India)
- ・インド国内における情報技術およびソフトウェア開発に関するサービスの提供 (Rendering services in Information Technology and development of software in India)
- ・親会社または関連会社の製品に関する技術サポートの提供 (Rendering technical support to the products supplied by parent/group companies)
- ・外国の航空/船舶会社 (Foreign airline/ shipping company) ⁽³⁾

支店が上記以外の活動を行うことは、インド外為法上認められていない。したがって、支店が工場で製造を行うことなどは認められず、そのような活動を目的とするのであれば、支店ではなく会社を設立する必要がある。

他方で、支店は、「商品の輸出入」と、「インド国内における本社の代表行為、および本社の購入または販売代理店としての行為」を行うことが認められているため、自ら商品を輸入し、代理店として販売するという限度で営利的な事業活動を行うことが可能である。

支店は、その経費を本社からの送金または自らの事業活動で得た所得により賄うことができる。支店がインド国内で借入れを行うことは認められていない。

支店は会計監査を受ける必要があり、外国法人税の税務申告を行う必要もある。

支店は、営利的な事業活動を行うことが認められていることから、支店がインド国内での事業活動により得た所得は、インド国内における課税の対象となる（インド税法上、支店はPEに該当する）。2012年11月現在、外国会社への支店への課税の実効税率は原則として42.024%（法人税率40%に2%の課徴金率を乗じ、さらにその全体について3%の教育目的税を乗じた税率）であるが、課税対象所得が1000万ルピーを下回る場合、41.20%となる。

一般に、会社の税率（後述のとおり、2012年11月現在、原則として実効税率32.445%）と比較した場合の支店に対する税率の高さを理由として、実務上、インドに設立する事業拠点として支店を選択する日本企業は、銀行、航空会社等の特定の業種を除いては、ほとんど存在しない。

支店は、その活動のためにインド国内で不動産を賃借すること、および不動産を取得することが認められている。ただし、取得できる不動産は、その活動に必要なもの（オフィス目的等）に限られ、たとえば投資や賃貸目的等で不動産を取得することなどはできない。

(3) プロジェクトオフィス (Project Office) の特徴

プロジェクトオフィスは、建設プロジェクト、インフラ整備プロジェクト等の特定のプロジェクトの遂行のためにだけ設立される事業拠点であり、いわば期限付の支店である。

プロジェクトオフィスが営みうる活動は、当該特定のプロジェクトの遂行に関わる行為に限定されている。また、プロジェクト終了後は、すみやかにプロジェクトオフィスを閉鎖する必要がある。

このように、プロジェクトオフィスは、特定のプロジェクトに関してそのプロジェクトのためだけに一時的に設立される事業拠点であることから、建設会社などがインフラプロジェクト等のために一時的な拠点として利用する場合にのみ使用可能であり、したがって一般的な日本企業がインド進出のための事業拠点とするのには不向きである。

プロジェクトオフィスは、その経費を本社からの送金または自らの所得（プロジェクト受注の対価）により賄うこ

とができるが、独自に借入れを行うことは認められていない。

また、プロジェクトオフィスも、駐在員事務所、支店と同様、毎年会計監査を受けるとともに税務申告を行う必要がある。

プロジェクトオフィスは、いわば期限付きの支店であり、存続している間はその目的であるプロジェクトに関して営利的な事業活動を行うことが認められていることから、プロジェクトオフィスがインド国内での事業活動により得た所得は、インド国内における課税の対象となる（インド税法上、プロジェクトオフィスはPEに該当する）。2012年11月現在、外国会社へのプロジェクトオフィスへの課税の実効税率は、支店と同じく42.024%（課税対象所得が1000万ルピーを下回る場合、41.20%）である。

さらに、プロジェクトオフィスは、自己使用目的（オフィス等のため）に不動産を賃借することは認められているが、不動産を取得することは認められていない。

(4) 会社 (Company) の特徴

日本企業を含むインド非居住者は、インドの会社法である1956年会社法 (Companies Act, 1956) (以下「インド会社法」という) に基づき、インド国内に現地法人、合弁会社等の会社 (company) を設立することができる。また、会社の場合、新規に設立するだけでなく、既存のインドの会社の株式を取得することにより、当該会社に出資することもできる。

会社は、インドにおける事業拠点のうち、唯一出資持分の概念のある事業拠点であることから（支店、駐在員事務所、およびプロジェクトオフィスは、外国会社の一部であるとみなされ、したがって100%外国資本であるとみなされる）、インドの外国直接投資規制上、自動ルート⁽⁴⁾または政府ルート⁽⁵⁾による出資上限が100%未満である業種については、唯一選択できる事業拠点となる。たとえば、保険事業については、2012年11月末現在、26%が外資による出資上限とされており、したがって日本の保険会社がインドに支店を出すことは認められない。

会社は、原則として活動内容についての制限がなく、基本定款 (Memorandum of Association) 上の事業目的の範囲内において自由な活動が認められている。この点が、活動内容が制限されている支店、駐在員

事務所およびプロジェクトオフィスと、会社との最大の相違であり、また会社を選択する場合の利点である。

会社でしか営めない典型的な活動としては、インド国内に工場を保有して現地製造を行うことが挙げられる。したがって、現時点または将来的にインドで現地製造を行うことを意図してインドに事業拠点を設立する場合、会社を選択する必要がある。

会社は、その活動に必要な経費を親会社からの出資または自らの事業活動による利益によって賄うことができるほか、独自に借入を行うこともできる。ただし、外国から借入を行う場合、ECB (External Commercial Borrowing) 規制が適用され、その借入資金は、原則として設備投資のためだけに使用しなければならない。

また、会社が得た利益は、技術ライセンス契約に基づくライセンスフィーの支払い、または株式の利益配当という形で、1999年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act, 1999) の規定に従い、原則として自由に株主 (親会社) に還元することが可能である。

インド会社法に従って設立された会社は、たとえ100%外国資本であったとしても、会計上および税務上はインド居住者としてインドの内国資本による会社と同一に扱われ、会計監査を受ける必要があり、また内国法人として税務申告を行う必要がある。

2012年11月現在、会社に対する実効税率は32.445%（法人税率30%に5%の課徴金率を乗じ、さらにその全体について3%の教育目的税を乗じた税率）であり、課税対象所得が1,000万ルピーを下回る場合の法人税率は30.90%となる。

また、会計上の利益の18.5%が法人税額（控除等を含めた算出額）を上回る場合、最低代替税 (Minimum Alternate Tax (MAT)) として、当該利益の20%（最低代替税率18.5%に5%の課徴金率を乗じ、さらにその全体について3%の教育目的税を乗じた税率）を納税する必要がある。ただし、課税所得が1000万ルピーを下回る場合、課徴金は課されず、最低代替税の税率は19.055%（最低代替税率18.5%に3%の教育目的税を乗じた税率）となる。納めた最低代替税と法人税との差額は、10年間繰越可能なタックス・クレジット (Tax Credit) として、次年度以降の法人税

インドにおける事業拠点の種類と主な特徴

事業拠点の種類	会社	駐在員事務所	支店	プロジェクトオフィス
活動内容の制限の有無	活動内容に制限なし(定款の目的の範囲内であれば活動可)	活動内容に制限あり(営利的な事業活動は不可)	活動内容に制限あり(営利的な事業活動は可能)	活動内容に制限あり(特定のプロジェクトについてのみ、営利的な事業活動が可能)
経費および銀行等からの借入れの可否	・経費は親会社からの出資または事業活動による利益によって賄う ・借入れ可能	・経費は、本社からの送金のみによって賄う ・借入れ不可	・経費は、本社からの送金または事業活動による利益によって賄う ・借入れ不可	・経費は、本社からの送金のみによって賄う ・借入れ不可
課税(税率はいずれも2012年度のもの)	・インド国内法人として、インド国内での課税対象となる ・実効税率は32.445%(課税対象所得が1000万ルピーを下回る場合、30.90%) ・会計上の利益の18.5%が法人税額を上回る場合、最低代替税(Minimum Alternate Tax (MAT))として、当該利益の20%(課税対象所得が1000万ルピーを下回る場合、19.055%) ・税務申告必要	・本社を含め、原則としてインド国内での課税対象とならない。ただしPEとみなされて支店と同じ税率で課税されるリスクあり ・税務申告必要	・インド国内での売上げについて、課税対象となる(PE扱い) ・実効税率は42.024%(課税対象所得が1000万ルピーを下回る場合、41.20%) ・税務申告必要	・インド国内での売上げについて、課税対象となる(PE扱い) ・実効税率は42.024%(課税対象所得が1000万ルピーを下回る場合、41.20%) ・税務申告必要
自己使用目的での不動産の取得および賃借	取得、賃借ともに可能(投資目的等の不動産取得は不可)	賃借は可能だが、取得は不可	取得、賃借ともに可能(投資目的等の不動産取得は不可)	賃借(プロジェクト遂行目的での賃借)は可能だが、取得は不可
会計監査	受ける必要がある	受ける必要がある	受ける必要がある	受ける必要がある

と相殺することができる。

会社は、その活動のためにインド国内で不動産を賃借すること、および不動産を取得することが認められている。ただし、支店と同様、取得できる不動産は、その活動に必要なもの(オフィス目的等)に限られ、たとえば投資目的等で不動産を取得することはできない。

[注]

(1) 国際的な課税の一般原則として、ある国が、当該国で活動を行う外国法人に課税できるかどうかは、当該外国法人が当該国内に恒久的施設(PE)を有しているかどうかにより定まる。すなわち、外国法人が当該国内にPEを有していれば当該国は課税することができ、有していなければ課税することはできない。したがって、日本企業がインド企業に対して輸入販売を行い、販売利益を上げていたとしても、当該日本企業がインド国内にPEを有していなければ、原則として当該日本企業がインド国内で課税されることはない。

一般に、インドを含む世界の国では、駐在員事務所はPEとはみなされない(なお、支店は一般にPEとみなされる)。そのため、日本企業を含む外国法人がインド国内に駐在員事務所を置いていたとしても、そのことのみで当該外国法人がインド国内で課税されることはない。しかしながら、駐在員事務所が営利的な事業活動を行っている場合、インド税務当局により、当該駐在員事務所はPEに該当するものとみなされ、当該駐在員事務所の本社である外国法人がインド国内で行っている事業につき、課税されるリスクがある。

- (2) 駐在員事務所であっても銀行預金に対する利息収入などの収入はありえる。
- (3) 外国の航空会社や船舶会社は、事業内容にかかわらず支店を設立できるとされている。
- (4) インド準備銀行(RBI)に対する事後報告のみで外国直接投資(FDI)を行うことができる場合をいう。
- (5) インド政府(FIPBまたはCCEA)の事前承認を得なければ外国直接投資(FDI)が認められない場合をいう。